

令和 5 年度

監査結果報告書
(定期監査)

糸島市監査委員

5 糸 監 第 9 3 号
令和 6 年 1 月 4 日

糸 島 市 監 査 委 員 谷 昌 治
同 川 上 伸 悟

令和 5 年 度 監 査 結 果 報 告 書 (定 期 監 査) に つ い て

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第 9 項及び糸 島 市 監 査 基 準 (令 和 2 年 糸 島 市 監 査 委 員 告 示 第 4 号) 第 2 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 監 査 結 果 を 公 表 し ま す 。

目 次

第1	監査基準に準拠している旨	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
1	対象部課等	1
2	提出調書及び書類	1
3	基準日	2
第4	監査の着眼点	2
第5	監査の主な実施内容	2
第6	監査の実施場所及び期間	2
1	実施場所	2
2	期間	2
第7	監査の結果	2
	【特に措置を講じる必要があると認める事項】	2
	【是正又は改善が必要である事項】	2
	【各課個別事項】	3
総務部		
	〈公共施設管理課〉	3
	〈総務課〉	4
	〈危機管理課〉	4
建設都市部		
	〈都市計画課〉	5
	〈都市施設課〉	5
	〈建設課〉	6
農林水産部		
	〈農業振興課〉	6
	〈農地政策課〉	7
	〈水産林務課〉	8
子ども教育部		
	〈教育総務課〉	8
	〈学校教育課〉	9
	〈子育て支援課〉	10
	〈子ども課〉	10

議会事務局

〈議事課〉	11
-------	----

経済振興部

〈ブランド政策課〉	12
-----------	----

〈学研都市づくり課〉	12
------------	----

〈商工振興課〉	12
---------	----

会計課、監査事務局

〈会計課〉	13
-------	----

〈監査事務局〉	13
---------	----

令和5年度 定期監査 結果報告書

第1 監査基準に準拠している旨

定期監査に当たっては、糸島市監査基準に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部課等

総務部：公共施設管理課、総務課、危機管理課

建設都市部：都市計画課、都市施設課、建設課

農林水産部：農業振興課、農地政策課、水産林務課

子ども教育部：教育総務課、学校教育課、子育て支援課、子ども課

議会事務局：議事課

経済振興部：ブランド政策課、学研都市づくり課、商工振興課

会計課

監査事務局

2 提出調書及び書類

- ① 業務分担表
- ② 契約（委託料）の執行状況
- ③ 契約（使用料及び賃借料）の執行状況
- ④ 契約（工事請負費）の執行状況
- ⑤ 補助金の交付状況
- ⑥ 減免に関する状況
- ⑦ 前回定期監査に基づく改善策及び顛末
- ⑧ 令和5年度歳入・歳出決算額確認リスト
- ⑨ 契約書及びその締結に係る一連の書類
- ⑩ 指定管理者との基本協定書、年度協定書及び指定管理者評価シート
- ⑪ 補助金設計書及び補助金交付に係る一連の書類
- ⑫ ゼロ出張命令簿
- ⑬ 私有車両公用使用簿及び私有車両の公用使用に関する課内規定距離一覧
- ⑭ 財務事務に関する要綱及び内規
- ⑮ 郵便切手等受払簿

3 基準日

令和5年8月31日

第4 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項及び第15項に規定される趣旨に沿い、事務事業がなされているかどうかを基本とし、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び期間

1 実施場所

監査室

2 期間

令和5年8月28日から令和5年11月15日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、運営の合理化に努めていると認められた。

また、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部に次のとおり是正又は改善が必要である事項が見受けられた。

【特に措置を講じる必要があると認める事項】

勧告すべき事項は、該当がなかった。

【是正又は改善が必要である事項】

是正又は改善が必要である事項は、以下のとおりである。これらの事項については、内容を十分検証して必要な措置を講じるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

なお、監査の過程において行った指導・助言のうち、軽微な事項等についての記述は省略したが、併せて改善を図られたい。

【各課個別事項】

総務部

〈公共施設管理課〉

監査実施日：令和5年10月2日

1 私有車両の公用使用について

平成26年3月に通知された総務部長の事務連絡である「糸島市職員の私有車両の公用使用について」では、「自動車検査を受け又は自動車保険契約の更新をした者は、その写しを管財契約課管財係（現公共施設管理課管財・営繕係）に提出すること。」とされている。提出時期について明確な定めがないことから提出状況について説明を求めると、各課における1年分の当該書類がまとめて提出されているとのことであった。

また、同事務連絡では、「使用簿には、自動車検査証の写し及び自動車保険契約書の写しを貼付すること。また、貼付に当たっては、常に最新の写しを貼付すること。」とされているが、該当する課の状況を確認したところ、最新の写しが貼付されていないものが散見された。

自動車検査を受け又は自動車保険契約の更新した場合の写しの提出基準の整備について検討されたい。

2 随意契約の理由について

糸島市庁用バス運行業務委託契約締結の決定書には、随意契約理由について「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため」と記載されていたが、第2号に該当する理由が記載されていなかった。

随意契約は、一般競争入札の方法によらない例外的な契約方法であり、その根拠を具体的に明らかにする必要がある。

適正な事務処理をされたい。

3 長期継続契約の必須規定について

長期継続契約である業務委託契約及び土地賃貸借契約について、契約書に条件付き解除の条項が設けられてないものが見受けられた。

長期継続契約は債務負担行為を要しないが、契約書に翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の条項を設けるべきである。

適正な事務処理をされたい。

4 契約に係る仕様書について

(1) 仕様書の添付について

業務委託契約について、契約書に必要と思われる仕様書の添付が確認できなかった

ため説明を求めると、添付漏れとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

(2) 仕様書の記載内容について

業務委託契約について、契約書仕様書と決定書に添付された仕様書の内容に相違が見られたため説明を求めると、契約書仕様書の誤りとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

5 減免に係る決定書について

行政財産使用許可及び使用料減免決定についての決定書において、使用許可及び使用料の減免が決定されていたが、減免の根拠及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の使用料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

6 行政財産使用料の減免に係る決定区分について

複数件を一括で課長決定されていた行政財産使用許可及び使用料減免決定について、糸島市行政財産の使用に関する条例第7条第4号の規定を根拠とする減免が含まれていた。

同条例第7条第4号は、公益上市長が必要と認めるときと規定されており、同号による減免であれば、市長決定が必要である。

適正な事務処理をされたい。

〈総務課〉

監査実施日：令和5年10月4日

1 収入印紙の貼付について

業務委託契約書に、収入印紙が貼付されていなかった。

印紙税法に基づき、適正な事務処理をされたい。

〈危機管理課〉

監査実施日：令和5年10月6日

1 契約担当課の指摘事項について

原子力災害対策施設機械設備保守点検業務委託契約締結の決定書に添付された仕様書に、契約担当課の意見として仕様書の文言の修正について指摘されていたが、契約書仕様書に反映されていなかったため説明を求めると、修正漏れとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

建設都市部

〈都市計画課〉

監査実施日：令和5年10月11日

1 長期継続契約の必須規定について

長期継続契約である賃貸借契約について、契約書に条件付き解除の条項が設けられていなかった。

長期継続契約は債務負担行為を要しないが、契約書に翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の条項を設けるべきである。

適正な事務処理をされたい。

〈都市施設課〉

監査実施日：令和5年10月13日

1 契約に係る仕様書について

(1) 仕様書の添付について

業務委託契約について、契約書に必要と思われる仕様書の添付が確認できなかったため説明を求めると、添付漏れとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

(2) 仕様書の記載内容について

業務委託契約について、契約書に添付されている仕様書と業務委託内訳書の内容に差異が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 長期継続契約の必須規定について

長期継続契約である土地賃貸借契約について、契約書に条件付き解除の条項が設けられていないものが見受けられた。

長期継続契約は債務負担行為を要しないが、契約書に翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は契約を解除する旨の条項を設けるべきである。

適正な事務処理をされたい。

3 行政財産使用料の減免について

行政財産の使用許可に係る使用料の算定にあたり、減免の対象ではあったが、行政財産使用料減免申請書の提出がないまま使用料が減免されていた。

糸島市行政財産の使用に関する条例施行規則第4条第2項では、使用料の減免を受けようとするものは、行政財産使用料減免申請書を市長に提出しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

4 減免に係る決定書について

行政財産使用許可についての決定書において、使用許可及び使用料の減免が決定されていたが、減免前の使用料の額及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の使用料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

〈建設課〉

監査実施日：令和5年10月16日

1 道路占用料の減免に係る占用料算定について

(1) 道路占用料の算定について

糸島市道路占用に関する条例第2条第1項の規定に基づく占用料算定について、長さの端数処理を行わずに算定されていた。

条例に定める算定方法に従い適正な事務処理をされたい。

(2) 道路占用料算定の基準について

複数件のマンホールの占用料について、算定の方法に差異が見られたため説明を求めると、明確な方法は定めていないとのことであった。

占用料は、条例に基づく算定であり明確な基準で算定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

農林水産部

〈農業振興課〉

監査実施日：令和5年10月18日

1 契約保証金を免除する場合の決定書への明記について

糸島市二丈交流体験広場研修棟等合併浄化槽管理業務委託契約は、糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除としているが、契約締結の決定書には同号を適用する旨の記載がなかった。

契約担当課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約保証金は、同条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。

適正な事務処理をされたい。

2 減免申請書の記載について

糸島市交流体験広場使用料減免申請書において、記入すべき事項に不備があるものが見受けられた。

減免の決定を行う上で、記入事項の確認は正確に行う必要がある。

適正な事務処理をされたい。

3 減免に係る決定書について

行政財産使用許可についての決定書において、使用許可及び使用料の減免が決定されていたが、減免前の使用料の額及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の使用料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

〈農地政策課〉

監査実施日：令和5年10月20日

1 耕作放棄地有効活用事業補助金について

糸島市耕作放棄地有効活用事業補助金交付規程第2条第2号において引用する荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）は令和3年度に変更されており、不備があると思われる。

必要に応じ、例規の整備について検討されたい。

2 契約担当課の合議及び契約保証金を免除する場合の決定書への明記について

有害鳥獣捕獲業務委託契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約であるが、契約締結に係る決定書に契約担当課の合議がなかった。また、同契約は糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除としているが、契約締結の決定書に同号を適用する旨の記載がなかった。

契約担当課の事務連絡では、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号以外に該当する理由による契約が、契約合議を必要とする基準とされている。また、契約担当課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約保証金は、糸島市契約事務規則第24条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。

適正な事務処理をされたい。

3 減免の決定について

法定外公共物占用許可についての決定書において、決定日及び施行日は記載されているが、決裁者の印がなかったため説明を求めると、決定が行われなまま許可及び減免

が行われていた。

適正な事務処理をされたい。

4 減免に係る決定書について

法定外公共物占有許可についての決定書において、占有許可及び占有料の減免が決定されていたが、減免前の占有料の額及び減免額の記載がなかった。また、行政財産使用許可についての決定書において、使用許可及び使用料の減免が決定されていたが、減免前の使用料の額及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の占有料又は使用料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

〈水産林務課〉

監査実施日：令和5年10月23日

1 減免に係る決定書について

漁港施設占有許可についての決定書において、占有許可及び占有料の減免が決定されていたが、減免前の占有料の額及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の占有料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

子ども教育部

〈教育総務課〉

監査実施日：令和5年10月25日

1 賃貸借契約に係る契約期間について

平成24年9月に管財契約課長の事務連絡で、超長期継続契約並びに自動更新契約の是正について通知がなされているが、昭和61年4月1日付けで締結された土地賃貸借契約について契約期間に明確な定めがなかったため説明を求めると、通知に基づく是正を行っていないかったとのことであった。

同通知に基づく是正について、対応を検討されたい。

2 工事請負契約に係る業者選定について

契約金額が10万円以上30万円未満の土木一式工事を除く工事請負契約について、契約担当課に業者選定依頼が行われていないものが見受けられた。

平成31年4月に通知された総務部長の事務連絡である「業者選定依頼に関する対象金額の変更について」において、10万円以上30万円未満の土木一式工事を除く工事の発注

については契約担当課が業者を選定するとされている。

適正な事務処理をされたい。

3 減免に係る決定書について

学校敷地の行政財産使用許可書についての決定書において、使用許可及び使用料の減免が決定されていたが、減免前の使用料の額及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の使用料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

〈学校教育課〉

監査実施日：令和5年10月27日

1 私有車両の公用使用について

(1) 走行距離について

学校教育課が定めた私有車両公用使用基準「課内規定距離」で定められている勤務地から目的地までの距離と異なる走行距離が記載されている私有車両公用使用承認簿が見受けられたため説明を求めると、実際に走行した距離を記載しているとのことであった。

課内規定距離を定めているにも関わらず実際に走行した距離を記載する理由は見当たらず、他の職員との公平性を確保する観点からも、統一した取扱いが必要であると考える。

適正な事務処理をされたい。

(2) 自動車検査証の写し及び自動車保険契約書の写しについて

平成26年3月に通知された総務部長の事務連絡である「糸島市職員の私有車両の公用使用について」では、「使用簿には、自動車検査証の写し及び自動車保険契約書の写しを貼付すること。また、貼付に当たっては、常に最新の写しを貼付すること。」とされているが、最新の写しが貼付されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

2 契約担当課の指摘事項について

中学校標準学力分析検査業務委託契約締結の決定書に、契約担当課の意見として、「個人情報保護法運用の手引きを参照し、該当する場合は個人情報取扱特記事項等を添付すること」と指摘されていたが、契約書に添付がなかったため説明を求めると、添付漏れとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

3 申請文書の収受について

補助金等交付申請書について、文書の収受が行われていなかった。

申請書類については、受付後、遅滞なく審査を開始する必要がある、申請に対する決定を行うまでの適切な進行管理のために、収受した日を明確に記録しておくことが必要であると思われる。

適正な事務処理をされたい。

〈子育て支援課〉

監査実施日：令和5年10月30日

1 契約に係る仕様書について

業務委託契約について、契約書に必要と思われる仕様書の添付が確認できなかったため説明を求めると、添付漏れとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

2 私有車両の公用使用について

平成26年3月に通知された総務部長の事務連絡である「糸島市職員の私有車両の公用使用について」では、「使用簿には、自動車検査証の写し及び自動車保険契約書の写しを貼付すること。また、貼付に当たっては、常に最新の写しを貼付すること。」とされているが、最新の写しが貼付されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

〈子ども課〉

監査実施日：令和5年11月1日

1 利用料金の額の承認について

(1) 利用料金の額の承認に係る決定日について

糸島市病児・病後児保育施設利用料金の承認についての決定が、承認した利用料金の適用日後の日付で行われていた。

適正な事務処理をされたい。

(2) 利用料金の額の承認に係る決定区分について

糸島市病児・病後児保育施設条例第16条第2項は、「利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。」と規定しているが、課長決定により承認が行われていた。

糸島市職務執行基本規則別表第5の専決事項のいずれにも該当しないため市長決定が必要ではないかと思われる。

適正な事務処理をされたい。

2 年度協定書について

病児・病後児保育の無償化事務に関する年度協定書について、記載している内容が実情に即していないところが見受けられたため説明を求めると、年度協定書の記載誤りとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

3 契約保証金を免除する場合の決定書への明記について

紙折り封入封緘機賃貸借契約は糸島市契約事務規則第24条第7号を根拠として契約保証金を免除としているが、契約締結の決定書に同号を適用する旨の記載がなかった。

契約担当課が示している「契約保証金に係る事務の手引き」では、契約保証金は、糸島市契約事務規則第24条各号のいずれかに該当すれば免除できるが、その際は契約書及び決定書にその根拠を明確に示す必要があると規定されている。

適正な事務処理をされたい。

4 保育料免除申請に係る決定通知について

保育料免除申請に係る決定通知について、糸島市保育料徴収規則第4条第3項の規定と異なる通知が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

議会事務局

〈議事課〉

監査実施日：令和5年11月6日

1 長期継続契約締結に係る決定区分について

糸島市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第5号を根拠として、糸島市議会会議録作成業務委託契約が、副市長決定により締結されていた。

当該条項は「その他商慣習上複数年にわたることが一般的な契約のうち、市長が特に認めるもの」と規定しており、市長特認規定を根拠とする契約については、市長決定が必要である。

適正な事務処理をされたい。

経済振興部

〈ブランド政策課〉

監査実施日：令和5年11月8日

1 減免に係る決定書について

行政財産使用許可についての決定書において、使用許可及び使用料の減免が決定されていたが、減免前の使用料の額及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の使用料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

2 私有車両公用使用承認簿の記載について

私有車両公用使用承認簿の備考欄に「課内規定距離」という記載もなく、指示メーターも未記入となっていたため説明を求めると、備考欄に「課内規定距離」と記載することが漏れていたとのことであった。

公共施設管理課が示している私有車両公用使用承認簿様式の記載例では、主な行先として距離を計測し、その距離を所属課で決定している場合は備考欄に「課内規定距離」と記入することとされている。

適正な事務処理をされたい。

〈学研都市づくり課〉

監査実施日：令和5年11月10日

指摘事項なし

〈商工振興課〉

監査実施日：令和5年11月13日

1 糸島市がんばる中小企業者応援補助金について

(1) 実績報告に係る事務処理について

実績報告書に添付されている収支報告書の市記入欄が空欄となっていたため説明を求めると、記入漏れとのことであった。

適正な事務処理をされたい。

(2) 補助対象経費について

糸島市がんばる中小企業者応援補助金交付規程第4条で規定する「補助対象経費」と同規程別表で規定する「事業に要する経費」の違いについて説明を求めると、同一の経費であるとのことだったが、交付申請書に添付されている事業計画書の補助対象経費欄の記載内容に不備があるものが見受けられた。

適正な申請手続きが行われるよう対応を検討されたい。

2 減免に係る決定書について

行政財産使用許可についての決定書において、使用許可及び使用料の減免が決定されていたが、減免前の使用料の額及び減免額の記載がなかった。

減免については、決定書で、減免前の使用料の額、減免の根拠及び減免額を明らかにして決定する必要があると思われる。

適正な事務処理をされたい。

会計課、監査事務局

〈会計課〉

監査実施日：令和5年11月15日

指摘事項なし

〈監査事務局〉

監査実施日：令和5年11月15日

指摘事項なし